



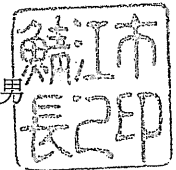
鯖江市告示第 119 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業河和田地区（2工区）に係る換地処分の告示があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成25年9月20日

鯖江市長 牧野 百男



次の区域を西袋町22字高橋に編入する。

大字	字	地番
西袋町	32字 隅田	11の1の一部 11の2 11の3 12の1の一部 12の3 12の4 13の一部 14の2 15の2 16の2

次の区域を西袋町24字寺田に編入する。

大字	字	地番
西袋町	30字 石橋	12の2 17の3 19の一部
	22字 高橋	41の一部